明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
一　○薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一二四）
二　○農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**六四）

〔告　示〕
三　○離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件（**総務・農林水産・国土交通**二一）
四　○電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を告示する件（**法務**五三四）
○日本国に帰化を許可する件（**同**五三五）
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**三一七）
五　○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（**文化庁**七八）
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**一八四一）
○保安林の指定をする件（**同**一八四二～一八四七）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一八四八～一八五八）
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示の一部を改正する告示（**国土交通**一一〇八）
○道路に関する件（**東北地方整備局**二三六、二三七）
○道路に関する件（**北陸地方整備局**八五）

〔国会事項〕
六　最低賃金の改正決定に関する公示（山形労働局最低賃金公示二～五、茨城同三～六、千葉同五～七、新潟同三、石川同六、静岡同四～六、大分同六）

〔皇室事項〕
八　官庁事項
庁舎移転（人事院）

〔官庁報告〕
八　労　働
九　最低賃金の改正決定に関する公示
九　諸事項

〔公　告〕
官庁
一〇　第三者所有物の没収、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
三　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他
三七

省令

○厚生労働省令第百二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の二第二項、第二十三条の二の五第二項第四号（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の二の十四第一項及び第三項の規定に基づき、薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令

薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
第三条　プログラム医療機器（医薬品医療機器等法第二条第十三項に規定する医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。次項及び附則第九条第二項において同じ。）のみを製造販売する製造販売業者の医療機器等総括製造販売責任者についての医薬品医療機器等法施行規則第百十四条の四十九第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十二年十一月二十四日までの間は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習（以下「プログラム医療機器特別講習」という。）を修了した者を、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者とみなす。	**第三条**　プログラム医療機器（医薬品医療機器等法第二条第十三項に規定する医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。次項及び附則第九条第二項において同じ。）のみを製造販売する製造販売業者の医療機器等総括製造販売責任者についての医薬品医療機器等法施行規則第百十四条の四十九第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成二十九年十一月二十四日までの間は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習（以下「プログラム医療機器特別講習」という。）を修了した者を、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者とみなす。
2　プログラム医療機器のみを製造する製造所の医療機器責任技術者についての医薬品医療機器等法施行規則第百十四条の五十三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十二年十一月二	2　プログラム医療機器のみを製造する製造所の医療機器責任技術者についての医薬品医療機器等法施行規則第百十四条の五十三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成二十九年十一月二